

三次市教育委員会訓令第1号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月23日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱（平成16年三次市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

氏名

㊟

」を

「

氏名

」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年3月23日から施行する。